

議案第 18 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「(市川市立二俣幼稚園の休園)」を付し、同項を次のように改める。

2 当分の間、市川市立二俣幼稚園を休園とする。

附則に次の 1 項を加える。

(市川市立二俣幼稚園の休園に伴う入園資格及び定員の特例)

3 前項の規定により市川市立二俣幼稚園を休園とするまでの間、市川市立二俣幼稚園に入園することのできる者は、第 3 条の規定にかかわらず、5 才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。この場合において、第 2 条の表市川市立二俣幼稚園の項中「400 名」とあるのは、「200 名」とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

公立幼稚園の今後のあり方についての市川市幼児教育振興審議会の答申を踏まえ、当分の間、市川市立二俣幼稚園を休園とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。